別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） 第二章　設計基準対象施設（第四条―第四十八条） 第三章　重大事故等対処施設（第四十九条―第七十八条） 第四章　雑則（第七十九条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　設計基準対象施設（第四条―第四十八条） 第三章　重大事故等対処施設（第四十九条―第七十八条） 第四章　雑則（第七十九条―第八十二条） 附則
（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持） **第三条の二**　法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（実用炉規則第百十五条の二第十一号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。	［条を加える。］
（材料及び構造） **第十七条**　設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。 この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 ［一～十五　略］	（材料及び構造） **第十七条**　設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。 この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。 ［一～十五　同上］

改正後	改正前
内燃機関を原動力とする発電設備	［1～4　略］ 5　内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	［1～4　同上］ ［加える。］	［同上］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
無停電電源装置	［1・2　略］ 3　無停電電源装置に係る製作の方法	［1・2　同上］ ［加える。］	［同上］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
電力貯蔵装置	［1・2　略］ 3　電力貯蔵装置に係る製作の方法	［1・2　同上］ ［加える。］	［同上］
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
［様式を削る。］	**様式第３**　（第138条関係）　［略］
［様式を削る。］	**様式第４**　（第138条関係）　［略］
［様式を削る。］	**様式第５**　（第138条関係）　［略］
様式第３　（第138条関係）　［略］	**様式第６**　（第139条関係）　［同上］